

福祉はぐくみ企業年金基金に係る取扱い規程

(目的)

- 第1条 この規程は、社会福祉法人仲康会（以下、「当法人」という。）の退職金制度として、福祉はぐくみ企業年金基金（以下、「基金」という。）における取扱いについて定めることを目的とする。
- 2 この規程は、以下に掲げる当法人の厚生年金保険の適用事業所に適用する。
- ・社会福祉法人仲康会

(加入者)

- 第2条 基金への加入者の範囲は、満70歳未満の厚生年金被保険者である者のうち、基金への加入を希望する者とする。

(基準給与月額)

- 第3条 基金の給付額および掛金額の算定の基礎となる基準給与月額(DB給与月額)は、資産形成DB手当給付規程(2023年1月1日現在において効力を有するものとする。)第3条第3号に定める退職金積立の月額とする。
- ただし、基金の老齢給付金の支給が開始された月(基金規約第60条の一時金の支給を申し出た場合は、当該申し出た月の翌月)以降の各月の基準給与月額は、零とする。

(休職等の期間の取扱い)

- 第4条 次の各号に定める期間のいずれか(以下、「休職等」という。)を開始する場合には、当該開始する日に、基金の加入者の資格を喪失するものとする。
- なお、休職等の期間が終了した場合には、その翌日に加入者の資格を再取得するものとする。
- (1)就業規則（2023年1月1日現在において効力を有するものとする。）第10条に定める休職期間
- (2)育児・介護休業規程（2023年1月1日現在において効力を有するものとする。以下同じ。）第5条に定める育児休業期間
- (3)育児・介護休業規程第9条に定める出生時育児休業期間
- (4)育児・介護休業規程第13条に定める介護休業期間

(基金への届出)

- 第5条 この規程を制定または変更する場合は、あらかじめ、基金に届出するものとする。
- なお、この規程の内容については、法令等および基金の取扱い基準に準拠している旨の確認を、あらかじめ、基金から受けるものとする。

付則

(施行日)

この規程は、2023年1月1日から施行する。